

地域のまつり等支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 16 日

産業経済部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、各地域の自主性・独自性を活かし、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図る地域のまつり等を実施する団体に対し、予算で定める範囲内で地域のまつり等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年 12 月 1 日規則第 30 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の対象)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、地域のまつり等で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 対象事業 地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図る事業であるもの
- (2) 実施期日 地域のまつり等の開催日が 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までのもの
- (3) 実施団体 加古川市町内会連合会会則第 14 条に規定する地区連合会が主体となる団体又は市長が認める団体（以下「補助申請者」という。）

(補助金の申請)

第 4 条 補助申請者が補助金の交付を受けようとするときは、「地域のまつり等支援事業補助金申請書」（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて地域のまつり等の開催日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約
- (5) 構成員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、「地域のまつり等支援事業補助金交付（不交付）決定書」（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた団体（以下「補助対象者」という。）は、補助事業が終了した時は、原則として補助事業完了後14日以内に「地域のまつり等支援事業補助金実績報告書」（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、当該報告書等の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、「地域のまつり等支援事業補助金確定通知書」（様式第4号）により補助対象者に通知する。ただし、確定した補助金の額が、第5条の規定により交付の決定をした補助金の額（第10条第3項の規定により補助金の額の変更を承認した場合にあっては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助対象者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに「地域のまつり等支援事業補助金請求書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助対象者が補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、遅滞なく「地域のまつり等支援事業補助金変更申請書」（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについてはその限りではない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく「地域のまつり等支援事業補助金中止申請書」（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助事業の変更又は中止の承認又は不承認の決定の可否を決定するものとする

4 市長は、前項の規定による承認又は不承認の決定をしたときは、補助事業の内容の変更に係るものにあつては「地域のまつり等支援事業補助金変更承認（不承認）通知書」（様式第8号）により、補助事業の中止に係るものにあつては「地域のまつり等支援事業補助金中止承認（不承認）通知書」（様式第9号）により、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) 補助対象者の執行方法が不相当と認められたとき。
- (6) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続することができないとき。
- (7) 前条の規定に基づき、補助事業の内容の変更又は補助事業を中止したとき。
- (8) その他この要綱に基づき市長が行う処分に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、荒天等のやむを得ない事情により補助事業を実施できない場合、市長は事業の実施のために必要と認められる経費について、返還を求めないものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しにかかる

部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、「地域のまつり等支援事業補助金返還通知書」（様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の精算）

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、「地域のまつり等支援事業補助金返還通知書」（様式第10号）により期限を定めてその差額の返還を命じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和7年4月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

| | | |
|------------|--------|--|
| 補助金の種類 | 性質 | 事業費補助 |
| | 目的 | 地域のまつり等を実施する団体に補助することにより、各地域の自主性・独自性を活かし、地域住民の連帯とふるさと意識の高揚を図るため。 |
| 補助金の範囲 | 対象となる者 | 加古川市町内会連合会会則第14条に規定する地区連合会が主体となる団体又は市長が認める団体 |
| | | <p>下記経費を除いた補助事業実施に要する経費。ただし、食糧費は会議や準備における飲み物代及び事業実施日の弁当・食事代とし、弁当・食事代は、1人当たり1食1,000円を限度額とする。</p> <p>【対象外となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール飲料、たばこ類の購入に係るもの ・備品購入費（消火器代、感染症対策用品代除く） ・弁当・食事代のうち1人当たり1食1,000円の限度額を超過した金額 ・報償費のうち実行委員会の構成員及び消防団に支払うもの ・有価証券、商品券、プリペイドカード、税込2,000円を超える景品等の換金性の高いもの（報償や謝礼などの報償費として支払うものを除く） ・特定の政治、宗教、選挙活動を目的としたもの ・その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの |
| 補助金の補助率又は額 | 補助率 | 補助対象経費の10/10以内 |
| | 補助金の額 | 補助事業の対象となる経費の実支出額又は地域のまつり等支援事業補助金交付内規に定める額のいずれか少ない額 |